

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、子3名、夫の父）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、いずれも平成23年3月から平成30年3月まで、申立人父が身体障害（1級）を有し、困難な避難生活を送ったことを考慮して月額3万円が、申立人妻が申立人父の介護をしながら避難生活を送ったことを考慮して月額3万円が、申立人らに家族別離（3世代の同居家族が3箇所以上に別離）が生じたこと等を考慮して世帯全体として月額5万円が、それぞれ既払金を控除して賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5及び同X6（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目 精神的損害（日常生活阻害慰謝料増額分）

期 間 平成23年3月11日から平成30年3月31日まで

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金680万円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解

決センターに交付する。  
令和4年4月1日

(仲介委員 中尾 正浩)